

介護予防・日常生活支援 総合事業のご案内



【問合せ】

- ◆三豊市地域包括支援センター TEL 73-3017
(三豊市役所 介護保険課内)
- ◆三豊市地域包括支援センター 南部高齢者サポート
(財田町国保高齢者保健福祉支援センター内)
TEL 67-3788

平成28年4月作成

～住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるように～



「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」を利用して、介護予防に取り組みましょう！

総合事業の目的

2025（平成37）年には団塊の世代が75歳を迎えるなど少子高齢化が進行していくなか、高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支えることを目的として、平成27年4月から介護保険法の改正により総合事業が市の事業に位置づけられました。（三豊市では平成28年4月から始まります。）

総合事業の種類

総合事業には、要支援認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

介護予防・生活支援 サービス事業

要支援認定者及び事業対象者（要支援認定相当者）を対象に、従来予防給付として提供していた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を市の事業として実施するようになりました。また、地域の特性に応じた住民主体の通いの場など、多様な社会資源を活用しながら、さまざまな支え合う仕組みが利用できるように整備していくものです。

一般介護予防事業

65歳以上の人を中心に、従来の介護予防事業をさらに充実させ、生きがいづくり・役割づくりを大切にしながら自助・互助・公助の仕組みを拡げていくものです。

三豊市の方針

現在、地域で支え合う体制を作るため、「地域づくり」を推進しています。

その一環として、要支援相当者が日常生活において支障がある生活行為に対して援助するサービスや高齢者が運動やレクリエーション等を通じて要介護状態にならないように活動できる介護予防活動の仕組みづくりなど、さまざまな立場の人と話し合いながら地域の実情に合わせたサービスを早期に構築していきます。

介護予防・生活支援サービス事業

●訪問型サービスの一覧

事業名	事業内容	サービス提供者	連絡先
介護予防訪問介護相当サービス	「予防訪問介護（介護保険）」相当のサービスです。利用者が、自立した生活ができるよう、ホームヘルパーがご自宅を訪問し、食事や入浴など、日常生活の支援を行います。	指定事業所	
生活支援訪問事業（サービスA）	平成28年4月からの新しいサービスです。利用者の自立した生活を支援するために、ホームヘルパーがご自宅を訪問し、利用者と一緒に掃除や洗濯を行います。	指定事業所	三豊市介護保険課 又は 三豊市地域包括支援センター ☎73-3017 南部高齢者サポート ☎67-3788
生活支援訪問事業（サービスB）	平成28年4月からの新しいサービスです。住民主体による団体において、掃除、買い物、外出支援、調理、洗濯、話し相手等のサービスを行います。	三豊市介護予防ボランティア（介護予防サポーター）養成講座を修了した者	
短期集中予防サービス（サービスC）	平成28年4月からの新しいサービスです。生活動作等の改善に向けたアセスメントを主として訪問します。このサービスは、通所型サービスCと組み合わせ、概ね4か月間、短期間限定して実施します。例えば、骨折等の退院直後、生活動作の改善に向けた集中トレーニングのため。	三豊市地域包括支援センター	

●通所型サービスの一覧

事業名	事業内容	サービス提供者	連絡先
介護予防通所介護相当サービス	「予防通所介護（介護保険）」相当のサービスです。デイサービスセンターなどで、介護予防を目的に、食事や入浴などの日常生活上の支援や、運動器の機能向上のための支援を日帰りで行います。	指定事業所	
生活支援通所事業（サービスA）	平成28年4月からの新しいサービスです。利用者の自立した生活を支援するために、運動器の機能向上のための支援を中心にを行います。	指定事業所	三豊市介護保険課 又は 三豊市地域包括支援センター ☎73-3017 南部高齢者サポート ☎67-3788
生活支援通所事業（サービスB）	平成28年4月からの新しいサービスです。住民主体の団体が、通いの場において、茶話、体操、レクリエーション及び認知症予防等のサービスを行います。	三豊市介護予防ボランティア（介護予防サポーター）養成講座を修了した者	
短期集中予防サービス（サービスC）	平成28年4月からの新しいサービスです。生活機能を改善するための運動機能の向上、栄養改善等のためのプログラムの提供を、概ね4か月間の短期間行います。※特に生活動作の改善等が必要な方に積極的に利用していただき、事業からの卒業を目指します。	委託先事業所	

●介護予防教室一覧

事業名	事業内容	実施場所	連絡先
みとよ元気運動塾（旧遊ビリテーション）	誰もが気軽に参加できる、運動教室です。筋力アップや、柔軟性を高め、転倒予防を目的としています。	市内9会場 月1回 （8月を除く 4月～3月）	
脳きり教室	認知症を正しく理解し、予防するための教室です。認知症についての知識を学んだり、新しいことに挑戦し、脳に刺激を与え、生き生きと生活できることを目的としています。	市内7会場 月1回（5月～2月）	三豊市地域包括支援センター ☎73-3017 南部高齢者サポート ☎67-3788
転ばぬ先のステップアップ教室（旧元気アップ教室）	動きやすく、転びにくい身体作りを目指した、転倒を予防するための運動教室です。	市内5会場（その内1か所は市から委託事業所で実施） 各10回コース	
介護予防普及啓発講演会	認知症や寝たきり予防について、意識啓発のための講演会を行います。	年1回開催	

●介護予防支援事業一覧

事業名	事業内容	実施場所	連絡先
介護予防ボランティア養成講座	ボランティア活動に興味があり、受講後積極的に活動したいと思っている方を対象に、活動を行うために必要な知識や介護に関する情報を提供し、活動を支援します。	年1～2回開催	三豊市地域包括支援センター ☎73-3017 南部高齢者サポート ☎67-3788
サロン・集いの場等の活動支援	歯科衛生士や理学療法士、保健師等の専門職を派遣し、健康増進のための知識を普及します。	市内の各会場	

一般介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れ

65歳以上の人及び要支援認定者

介護保険課、地域包括支援センターに相談します。

デイサービスやヘルパーのみを利用する。

いいえ、又は明らかに
要介護状態の場合

要介護(要支援)認定申請をします。

基本チェックリストを受けます。

要介護
1～5の人

要支援
1・2の人

非該当の人

生活機能の低下が
みられた人

自立した生活が
送れる人

居宅介護支援事業所
とケアプランを作成
します。

介護保険の
介護サービスが
利用できます。

介護保険の介護予防サービスが利用でき
ます。

※介護保険のサービスと総合事業の両方を利用でき
ますが、内容が重複するサービスは利用できません。

地域包括支援センター
と介護予防ケアプラン
を作成します。

介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター等で、
本人や家族と話し合い、ケアプ
ランを作成します。
・対象 要支援者、事業対象者

①

②

②

②

①介護予防・生活支援サービス事業が
利用できます。

- ・要支援1・2の判定を受けた人
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下が
みられた人でサービス利用が必要な人
(事業対象者)

②一般介護予防事業が
利用できます。

65歳以上のすべての人